



# 鳥取県公報

平成14年7月26日(金)

号外第115号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県住民基本台帳法施行細則(81)(市町村振興課).....	2
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(82) (障害福祉課).....	13

### ==== 公布された規則のあらまし ====

#### 鳥取県住民基本台帳法施行細則

##### 1 趣旨(第1条関係)

この規則は、住民基本台帳法(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとした。

##### 2 開示請求の方法(第2条関係)

(1) 法の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書により行わなければならないこととした。

(2) 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類を知事に提出し、又は提示しなければならないこととした。

ア 本人が開示請求をする場合 運転免許証、旅券その他の本人の氏名及び住所が記載されている書類で知事が適当と認めるもの

イ 法定代理人が開示請求をする場合 法定代理人に係るアに掲げる書類及び戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類として知事が適当と認めるもの

##### 3 開示の日時等の通知等(第3条関係)

(1) 知事は、開示請求があった場合には、開示請求者に対して開示の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、当該開示請求に係る本人確認情報(法に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)が存在しない場合は、その旨を通知するものとする。こととした。

(2) (1)本文の規定による通知は、本人確認情報開示通知書により行うものとする。こととした。

(3) (1)ただし書の規定による通知は、本人確認情報不存在通知書により行うものとする。こととした。

(4) 法に定める期限までに開示をすることができないときに発出する通知は本人確認情報開示期限延長通知書により行うものとする。こととした。

##### 4 開示の方法等(第4条関係)

法の規定による書面による開示は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。こととした。

##### 5 訂正等の申出の方法(第5条関係)

(1) 法の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出書により行わなければならないこととした。

(2) 訂正等申出をしようとする者についても、2(2)と同様とする。こととした。

##### 6 訂正等の結果の通知(第6条関係)

開示に係る本人確認情報について内容の訂正等の申出があったときに、調査を行い、発出する通知は、

本人確認情報訂正等結果通知書により行うものとする事とした。

**7 身分証明書（第7条関係）**

法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める事とした。

**8 施行期日等**

（1）この規則は、平成14年8月5日から施行することとした。

（2）次に掲げる規則について所要の改正を行う事とした。

ア 鳥取県個人情報保護審議会規則

イ 鳥取県行政組織規則

ウ 鳥取県事務処理権限規則

エ 鳥取県会計規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則

**1 精神障害者の通院医療費の公費負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に必要な医師の診断書の様式について、所要の改正を行う事とした。（様式第9号の2、様式第24号関係）**

**2 その他所要の規定の整備を行う事とした。**

**3 施行期日**

（1）この規則は、公布の日から施行することとした。

（2）所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県住民基本台帳法施行細則をここに公布する。

平成14年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第81号**

鳥取県住民基本台帳法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示請求の方法）

第2条 法第30条の37第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、様式第1号による請求書（以下「開示請求書」という。）により行わなければならない。

2 開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出し、又は提示しなければならない。

（1）本人が開示請求をする場合 運転免許証、旅券その他の本人の氏名及び住所が記載されている書類で知事が適当と認めるもの

（2）法定代理人が開示請求をする場合 法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類として知事が適当と認めるもの

(開示の日時等の通知等)

第3条 知事は、開示請求があった場合には、開示請求者に対して開示の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、当該開示請求に係る本人確認情報(法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)が存在しない場合は、その旨を通知するものとする。

2 前項本文の規定による通知は、様式第2号により行うものとする。

3 第1項ただし書の規定による通知は、様式第3号により行うものとする。

4 法第30条の38第2項の規定による通知は、様式第4号により行うものとする。

(開示の方法)

第4条 法第30条の37第2項本文の規定による書面による開示は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。

(訂正等の申出の方法)

第5条 法第30条の40の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等申出」という。)は、様式第5号による申出書により行わなければならない。

2 第2条第2項の規定は、訂正等申出をしようとする者について準用する。

(訂正等の結果の通知)

第6条 法第30条の40の規定による結果の通知は、様式第6号により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第30条の23第3項及び第34条の2第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年8月5日から施行する。

(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)

2 鳥取県個人情報保護審議会規則(平成11年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、総務部県民室及び市町村振興課において処理する。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、総務部県民室において処理する。

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

3 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。	(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。												
<table border="1"> <tr> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> <td>庶務担当機関</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	略			<table border="1"> <tr> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> <td>庶務担当機関</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	略		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関											
略													
附属機関	担任する事務	庶務担当機関											
略													



基づく知事の権限に属する事務	示及び不存在の通知																		県民局長 日野総合事務所長	基づく知事の権限に属する事務
	2の3 同法第30条の38第2項の規定による本人確認情報の開示請求に対する開示期限の延長																		県民局長 日野総合事務所長	
	2の4 同法第30条の40の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査及びその結果の通知																			
	3-5 略	3-5 略																		
五-十五 略		五-十五 略																		
略		略																		

(鳥取県会計規則の一部改正)

5 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1の2(第6条関係)		別表第1の2(第6条関係)	
(1) 出納員に委任させる事務		(1) 出納員に委任させる事務	
区分	委任事務	区分	委任事務
部		部	
県民室	略	県民室	略
管財課	略	管財課	略
市町村振興課	<u>本人確認情報の開示に係る書面の作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u>		
庁	略	庁	略
庁に指定しない機関		庁に指定しない機関	
常時資金前渡を受けた機関	略	常時資金前渡を受けた機関	略
公文書館	略	公文書館	略
(2) 略		(2) 略	

様式第1号(第2条関係)

## 本人確認情報開示請求書

職 氏 名 様

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示の請求をします。

年 月 日

請求者  
郵便番号  
住所  
氏名  
連絡先(電話番号)

開示請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	
	住民票コード	
郵 送 の 希 望 の 有 無 (該当するものを で囲んでください。)	有	無

本人に代わって法定代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

本人の住所及び氏名	住 所	郵便番号
	氏 名	
	連絡先(電話番号)	
法定代理人により開示請求をする理由		

- 注1 住民票コードは、必ずしも記入する必要はありません。
- 2 開示請求に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人によって開示請求をする場合には、2の書類のほか、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類を提出してください。

様式第2号(第3条関係)

本人確認情報開示通知書

番 号

様

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の37第2項の規定により、次のとおり開示します。

年 月 日

職 氏 名 印

開示請求に係る本人の氏名	
開 示 の 日 時	年 月 日 から まで
開 示 の 場 所	
担 当 課	( 電話 )
備 考	

- 注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。  
 注2 開示の当日は、この通知書及び開示請求をした本人又はその法定代理人であることを証明する書類を持参してください。

様式第3号(第3条関係)

## 本人確認情報不存在通知書

様

年 月 日付けで開示請求のあった本人確認情報は存在しないので、住民基本台帳法第30条の37第2項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

開示請求のあった 本人確認情報	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	
	住民票コード	
担 当 課	( 電話 )	
備 考		



様式第4号(第3条関係)

本人確認情報開示期限延長通知書

番 号

様

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の38第2項の規定により、次のとおり開示期限を延長したので通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

請 求 年 月 日	年 月 日
住民基本台帳法第30条の38 第1項の規定による開示の期限	年 月 日まで
延長後の開示の期限	年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 課	( 電 話 )
備 考	

様式第5号(第5条関係)

## 本人確認情報訂正等申出書

職 氏 名 様

住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり自己の本人確認情報の訂正(追加・削除)の申出をします。

年 月 日

郵便番号  
住所  
請求者 氏名  
連絡先(電話番号)

訂正(追加・削除)の申出に係る本人の生年月日等	生年月日	年 月 日
	性別	
	住民票コード	
申出の内容	(1) 訂正 (2) 追加 (3) 削除	
開示を受けた年月日	年 月 日	

本人に代わって法定代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

本人の住所及び氏名	住所	郵便番号
	氏名	
	連絡先(電話番号)	
法定代理人により訂正(追加・削除)の申出をする理由		

注1 訂正(追加・削除)の申出に係る本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出又は提示してください。

2 「申出の内容」欄は、該当する項目に 印を付け、その内容を具体的に記入してください。

3 法定代理人によって訂正(追加・削除)の申出をする場合には、1の書類のほか、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類を提出してください。

様式第6号(第6条関係)

本人確認情報訂正等結果通知書

番 号

様

年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正(追加・削除)の申出については、住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり結果を通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

訂正(追加・削除)の申出に係る本人の氏名		
申出事項	事 項	1 訂 正            2 追 加            3 削 除
	内 容	
調査の結果	調 査 の 内 容	
	訂正(追加・削除)の有無	1 有            2 無

## 様式第7号(第7条関係)

## 表面

番 号
身分証明書
所 属
職 名
氏 名
生年月日
上記の者は、住民基本台帳法第30条の23第2項及び第34条の2第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。
年 月 日
職 氏 名 印

## 裏面

住民基本台帳法(抄)
(報告及び立入検査) 第30条の23 略
2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(報告及び立入検査) 第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第46条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 (3) 略
第47条 第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第82号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（精神障害者保健福祉手帳の申請等） 第18条 略 2 省令第23条第1号の診断書は、様式第24号によるものとする。	（精神障害者保健福祉手帳の申請等） 第18条 略 2 省令第23条第1項第1号の診断書は、様式第24号によるものとする。

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第9号の2を次のように改める。

様式第9号の2(第9条関係)(A列3号)

診断書(通院医療費公費負担用)

氏 名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	性 別
住 所		
病名	(1) 主たる精神障害 _____ ICDカテゴリー( ) (2) 従たる精神障害 _____ ICDカテゴリー( ) (3) 身体合併症 _____	
発病から現在までの 病歴(推定発病年月、 精神科受診歴等)	推定発病年月 年 月(頃)	
現在の病状、状態像等(該当する項目を で囲むこと。)		
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他( )		
(2) そう状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他( )		
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他( )		
(4) 精神運動興奮及び混迷の状態 1 興奮 2 混迷 3 拒絶 4 その他( )		
(5) 分裂病等残遺状態 1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他( )		
(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 その他( )		
(7) 不安及び不穩 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 その他( )		
(8) けいれん及び意識障害 1 けいれん 2 意識障害 3 その他( )		
(9) 精神作用物質の乱用及び依存 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他( )		
(10) 知能障害 1 知的障害(精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 痴呆		
の病状、状態像等の具体的程度、症状等(てんかんにあつては、発作の種類及び頻度について記載すること。)		
現在の治療内容 1 投薬内容  2 精神療法等  3 訪問看護指示の有無(有・無)		
今後の治療方針		
現在の精神保健福祉サービスの利用状況 (社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)		
備考		
年 月 日 医療機関 所在地 名 称 電話番号 医 師 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>		

注1 「ICDカテゴリー」には、世界保健機関が定めるICD-10(国際疾病分類)のF0からF9まで(精神症状を伴わないてんかんにあつては、G4)のいずれかを記載すること。

2 医師の氏名を自署する場合には、押印を省略することができること。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号(第18条関係)(A列3号)

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

氏 名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(満 歳)		性 別
住 所			
病名	(1) 主たる精神障害 _____ ICDカテゴリー( ) (2) 従たる精神障害 _____ ICDカテゴリー( ) (3) 身体合併症 _____		
発病から現在までの 病歴(推定発病年月、 初診年月日、精神科受 診歴等)	推定発病年月 年 月(頃) 初診年月日 年 月 日		
現在の病状、状態像等(該当する項目を で囲むこと。)			
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他( )			
(2) そう状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・刺激性 4 その他( )			
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他( )			
(4) 精神運動興奮及び混迷の状態 1 興奮 2 混迷 3 拒絶 4 その他( )			
(5) 分裂病等残遺状態 1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他( )			
(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 その他( )			
(7) 不安及び不穩 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 その他( )			
(8) けいれん及び意識障害 1 けいれん 2 意識障害 3 その他( )			
(9) 精神作用物質の乱用及び依存 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他( )			
(10) 知能障害 1 知的障害(精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 痴呆			
の病状、状態像等の具体的程度、症状等(てんかんにあつては、発作の種類及び頻度について記載すること。)			
生活能力の状態(保護的環境ではなく、例えばアパート等で单身生活を行った場合を想定して判定すること。)			
1 現在の生活環境 入院・入所(施設名 )・在宅・その他		3 日常生活能力の程度 (該当する番号を選んで、いずれか一つを で囲むこと。)	
2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを で囲むこと。)		(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。	
(1) 適切な食事摂取 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない		(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。	
(2) 身の清潔保持 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない		(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。	
(3) 金銭管理及び買物 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない		(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。	
(4) 通院及び服薬(要・不要) 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない		(5) 精神障害を認め、身のまわりのことはほとんどできない。	
(5) 他人との意思伝達・対人関係 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない			
(6) 身の安全保持・危機対応 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない			
(7) 社会的手続きや公共施設の利用 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない			
(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない			

現在の精神保健福祉サービスの利用状況 (社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)	
備考	
年 月 日	医療機関 所在地 名 称 電話番号 医 師 氏 名 ㊞

注1 「ICDカテゴリー」には、世界保健機関が定めるICD-10(国際疾病分類)のF0からF9まで(精神症状を伴わないてんかんにあっては、G4)のいずれかを記載すること。

2 医師の氏名を自署する場合には、押印を省略することができること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の定めるところにより作成されているものは、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新細則に定める書類として使用することができる。